

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループのコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方は、企業の社会的存在意義を重視し、「良くて・安くて・直ぐに間に合う製品作り」を実践することによりお客様の信頼を得ることを基本に永遠に企業活動を行うこととあります。また、継続的な成長・発展を通し、企業価値を増大させ、社会やお客様そして株主の皆様から継続的に信頼を得られる企業グループとなることを目指しております。

当社グループは、企業価値を継続的に向上させるために、コーポレートガバナンスの充実を経営上の重要課題と認識しており、変動する社会及び経済環境に対応するため、経営の透明性・公正性・健全性及び迅速な意思決定の維持・向上に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ナビタス持株会	460,000	8.03
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL (常任代理人シティバンク銀行株式会社)	346,000	6.04
株式会社トービ	188,420	3.29
ツジカワ株式会社	150,420	2.62
日本生命保険相互会社	114,400	1.99
上野良武	113,910	1.99
ナビタス従業員持株会	103,177	1.80
大塩学而	103,000	1.79
泉原博	101,653	1.77
平木誠一	87,585	1.53

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

(大株主の状況について)

- 直前の基準日(平成29年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。
- 当社は平成29年3月31日現在自己株式を1,418,249株(24.78%)所有しておりますが、上記表中からは除外しております。
- 平成27年12月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社が平成27年11月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

名称 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
住所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
保有株券等の数 419千株
株券保有割合 7.32%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
飯島 奈絵	弁護士													
高橋 修司	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飯島 奈絵				弁護士として、企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役として最適人であると判断し、選任しております。 なお、当社との間に人的関係及び資本的关系または取引関係その他利害関係はなく、一般株主と利害相反が生じるおそれのない独立役員であります。

高橋 修司		平成29年3月現在において、当社株式1,210株を所有しておりますが、重要性はないものと判断しております。	税理士として、財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役として最適人であると判断し、選任しております。 なお、当社との間に人的関係及び資本的關係または取引関係その他利害関係はなく、一般株主と利害相反が生じるおそれのない独立役員であります。
-------	--	---	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	なし

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員の職務を補助する専従の従業員は配置しておりませんが、監査等委員が求めた場合、必要に応じて配置いたします。なお、監査等委員が、その業務を遂行するために必要とする情報は、管理本部が窓口となり監査等委員の求めに応じて対応しております。また、監査等委員は、取締役会にも出席しておりますが、その都度資料の配布を取締役と同様に行っております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員は、会計監査人から監査の結果報告を受けることにより、相互補完することで、それぞれの監査の質の向上を図っており、定期的な意見交換や情報交換を行うことにより、互いの連携を深め、企業の内部情報や業界情報の確保に努めております。

また、内部監査は、品質保証部が担当しており、具体的には各部署の業務が法令・定款・社内規則等に従い、適正かつ有効に運営されているかを調査し、その結果を代表取締役に報告すると同時に適切な指導を行うことにより、経営効率の向上を図り、不正や事故の発生を未然に防ぐため、実施しております。

なお、監査等委員は内部監査部門と必要に応じて意見交換を行い、互いに密接に連携して内部監査の状況を把握しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

(1)新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1,000株とする。

なお、本議案の決議日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式100,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2)新株予約権の総数

100個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(3)新株予約権の払込金額(発行価額)

新株予約権1個当たりの払込金額(発行価額)は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価格を基準として当社取締役会で定める額とする。

また、割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から3年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(6)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7)新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(8)新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社の業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、当社取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

平成29年3月期の役員の報酬等については、平成29年6月29日提出の有価証券報告書において開示しております。

役員の報酬等の内容は、以下の通りです。

取締役6名47,873千円、取締役(監査等委員)3名7,491千円(うち社外取締役2名5,091千円)、監査役3名2,304千円(うち社外監査役2名1,264千円)

上記報酬額等の総額には、役員退職慰労金の当事業年度増加額(取締役6名11,657千円、監査等委員3名471千円(うち社外取締役2名321千円)、監査役3名144千円(うち社外監査役2名79千円))が含まれております。なお、当事業年度末の役員退職慰労引当金の残高は、取締役6名64,994千円、監査等委員3名3,903千円(うち社外監査役2名3,753千円)であります。

平成28年6月29日開催の第37期定時株主総会において、定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の基本報酬について、株主総会の決議にて承認された限度額の範囲内で、職務の内容等を勘案し、相当と判断する報酬額を取締役にについては取締役会で、監査等委員である取締役については監査等委員の協議にて決定しております。また、役員退職慰労金については、当社の規程に定める基準に基づき、株主総会の決議を経て、退任時に支給することとしております。

【社外取締役のサポート体制】

上記、【監査等委員会】監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無を参照ください。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社におけるコーポレートガバナンス体制は、添付模式図のとおり、取締役会・監査等委員会・品質保証部・会計監査人等の連携によって構成・運営されております。

取締役会は、取締役6名で構成されており、単なる決済機能としてではなく、会社の業務執行における意思決定を行い、併せて各取締役による代表取締役の業務執行の監督を含む、相互牽制機能を有し、実質的な意思決定及び監督機関として活動しております。さらに、迅速な意思決定を図るべく、2ヶ月に1回定例取締役会を開催すると共に、必要に応じ、随時臨時取締役会を開催しております。また、取締役会で決定された業務の内容を各部門で執行するべく、各取締役は各部門の管理監督を行っております。

当社は、監査等委員会設置会社であります。監査等委員会は、社外取締役2名を含む3名で構成されております。常勤の監査等委員は、業務報告会に出席して業務監査を執行し、社外取締役は会計・法律に関する専門家としての視点でコンプライアンス面の監査を重点的に実施しております。監査等委員の3名は、議事運営及び決議内容を監査し、積極的に意見表明を行っております。また、常勤の監査等委員は、社内の重要な会議に出席し、内部監査部門と連携をとり、往査及び重要文書の閲覧を中心に職務の執行状況を監視しております。

内部監査は、品質保証部が担当しており、具体的には各部署の業務が法令・定款・社内規則等に従い、適正かつ有効に運営されているかを調査し、その結果を代表取締役に報告すると同時に適切な指導を行うことにより、経営効率の向上を図り、不正や事故の発生を未然に防ぐため、実施しております。

会計監査については、会社法及び金融商品取引法に基づく、会計監査の契約を新日本有限責任監査法人と締結しております。業務を執行した公認会計士の氏名、継続監査年数等は以下の通りです。なお、同監査法人及び当社の監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間に、特別な利害関係はありません。

指定有限責任社員業務執行社員 佐藤 陽子

指定有限責任社員業務執行社員 福竹 徹

継続年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に関する補助者の構成

公認会計士 6名

その他 6名

監査証明業務に基づく報酬 18百万円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査等委員3名のうち2名が社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。

社外取締役飯島奈絵氏は、弁護士の資格を有しており、幅広い知識と企業法務に関する相当程度の知見を有していることから社外取締役としての監査機能及び役割を果たしていただけたと考えております。

社外取締役高橋修司氏は、税理士の資格を有しており、幅広い知識と財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから社外取締役としての監査機能及び役割を果たしていただけたと考えております。なお、同氏は、平成29年3月末時点において、当社株式1,210株を保有しておりますが、重要性はないものと判断しております。

上記の他、人的関係及び資本的関係または取引関係その他利害関係はございません。また、社外取締役は、取締役会に出席し、重要な意思決定や業務執行状況の適法性及び妥当性を公正な立場で監視しております。このように、社外監視という観点から監査等委員監査を実施しているため、経営の監視機能については、十分に機能する体制が整っていると認識し、現状の体制を採用しております。なお、当社は社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準または方針を定めておりません。会社法施行規則に定める要件に該当し、人格識見において優れた人物を社外取締役の候補者として選定しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年度の株主総会におきましては、議決権行使の促進と総会の目的事項に関する添付書類の十分な事前検討を行っていただくため、収集通知は総会開催日の約3週間前(6月12日)に発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報及びその他適時開示資料をホームページに掲載しております。 http://www.navitas.co.jp/ir_/tanshin.html また、IR及び会社情報を掲載するページを設置し、会社情報を随時ご紹介できるようにしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部がIR業務を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、事業活動による環境に対する影響を評価し、全社員による環境活動を推進し、地球と地球環境の保全に努め、安全で快適な社会の維持向上を目指しております。 なお、当社ホームページに環境への取組みを記載しております。 http://navitas.co.jp/company/kankyo/kankyo.html
その他	<女性の活躍の方針・取組に関して> 当社では、仕事と育児を両立させ、長く働き続ける環境整備を行っており、育児休業制度等の充実及び積極的な活用を推進しております。また、今後も女性社員の管理職や役員登用に向けて、男女を問わず優秀な人材の育成に努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、業務の適正性を確保するための内部統制システムの整備に関する基本方針を決議し、経営トップから各従業員に至るまで周知徹底を図っており、その整備状況は以下の通りです。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制にかかる規程を制定し、役職員が法令・定款及び当社の社是を遵守した行動を取るための行動規範を定める。また、その徹底を図るため、管理本部にて全社のコンプライアンスの取り組みを統括・監査する。これら活動は定期的に取り締役に報告するものとし、取締役会には社外取締役を含む監査等委員も全員出席する。法令上疑義のある行為等について使用人が情報提供を行う手段として内部通報システムを構築し、同システムにより法令違反行為等の通報を受けた場合には、調査・事実確認・再発防止策の策定を行い、取締役会及び監査等委員会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行にかかる情報を文書または電磁的媒体(以下、「文書等」という。)に記録し、保存する。取締役及び監査等委員会は文書管理規程により、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス・環境・災害・品質・情報セキュリティ・資金運用・為替等にかかるリスクのうち、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応は管理本部が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は、各担当部門が行うこととする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

- a. 取締役・使用人が共有する全社的な目標を定め、その浸透を図ると共に、この目的に基づく5事業年度を期間とする中期計画を策定する。
- b. 取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期、事業部門毎の業績目標及び予算を設定する。取締役会は、研究開発・設備投資・新規事業については、原則として中期経営計画の目標達成への貢献を基準に、その優先順位を決定する。同時に取締役会は、各事業部門への効率的な人的資源の配分を行う。
- c. 各事業部門を担当する取締役は、各事業部門が実施すべき、具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
- d. 月次の業績は、ITを積極的に活用したシステムにより月次で迅速に管理会計としてデータ化し、取締役会に報告する。
- e. 取締役会は、毎月月次の業績について、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
- f. 前項の議論を踏まえ、各事業部門を担当する取締役は、各事業部門が重視すべき具体的な施策及び権限分配を含めた業務遂行体制の改善を図る。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

管理本部が、当社及び子会社からなる企業集団全体の法令順守、リスク管理を組織横断的に監視すると共に、当社取締役会に子会社の取締役も出席し、次の事項を報告する。

- a. 経営会議で決議された事項
- b. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- c. 毎月の経営状況として重要な事項
- d. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- e. 重大な法令・定款違反
- f. 内部通報制度の通報状況及び内容
- g. その他コンプライアンス上重要な事項

(6) 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員がその職務を補助する使用人(以下、「補助職員」という。)を置くことを求めた場合、取締役会は特段の事由がない限り、監査等委員が当社使用人のうちから補助職員を選任することを認める。監査等委員より監査業務の指示命令を受けた補助職員は、その指示命令に関し、取締役他役職員の指揮命令を受けないものとし、補助職員の人事異動は監査等委員の同意を得るものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- a. 取締役は、次の事項を監査等委員に報告する。
 - イ 経営会議で決議された事項
 - ロ 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ハ 毎月の経営状況として重要な事項
 - ニ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ホ 重大な法令・定款違反
 - ヘ 内部通報制度の通報状況及び内容
 - ト その他コンプライアンス上重要な事項
- b. 使用人は前項ロ及びホに関する重大な事項を発見した場合、監査等委員(社外取締役を含む)にこれを直接報告することができる。

(8) その他監査等委員会監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、会計監査人と定期的に意見交換会を開催し、また、取締役会等の重要な社内会議に出席し、意見を聴取する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力排除に向けた基本方針を決議し、経営トップから各従業員に至るまで周知徹底を図っており、その整備状況は以下の通りです。

- (1) 反社会的勢力を排除していくことは企業としての責務であり、業務の適正を確保するために必要な事項であることを、取締役・使用人及び当企業集団の全てにおいて深く認識し、その犯罪防止に向けて体制の整備を行う。

(2)反社会的勢力に対する情報収集及び反社会的勢力等への対応については、管理本部を統括部署とし、随時、関係行政機関や顧問弁護士に相談を行い、助言・指導を受ける。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

1. 買収防衛策継続に関する適時開示

当社は、平成28年5月25日付けで「当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ」を開示しております。同開示は、当社ホームページに掲載しております。

2. 買収防衛策の概要

当社は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、予め当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）に対する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を継続導入しております。

(1)本方針に対する基本的な考え方

当社取締役会は、株式の大規模買付等であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。株式会社への支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的に当社株式を保有する当社株主の皆様にご判断いただくべきものであると考えます。

もっとも、大規模買付行為がなされた場合、株主の皆様にご判断いただくためには、当社取締役会及び大規模買付者双方から株主の皆様にご判断いただく十分な情報が提供されることが不可欠です。大規模買付行為による当社及び当社グループへの影響、大規模買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針や事業計画の内容、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見等は、株主の皆様にご判断いただく際の重要な判断材料になるものと存じます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に関しては、大規模買付者から事前に株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供される機会を確保し、かかる情報が提供された後、速やかに大規模買付行為の是非を検討して、独立の外部専門家等の助言を受けながら意見を形成し、公表する所存であります。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。

かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様には当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が当社取締役会から提示された場合には）その代替案をご検討いただくことが可能となり、最終的な応否を適切に決定していただけることとなります。

当社取締役会は、大規模買付行為が上記の意見を具現化した一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値・株主共同の利益に合致すると考え、事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することいたしました。

(2)大規模買付ルールの概要

イ. 情報の提供

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、1)事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、2)当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の意向表明をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のための必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供いただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下の通りです。

- 大規模買付行為及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- 大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- 当社及び当社グループの経営に参画した後想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- 当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

ロ. 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成及び取締役会による代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とし、その期間内に大規模買付行為についての取締役会としての意見を形成します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役

会評価期間が満了する日を公表いたします。

八. 独立委員会の設置

大規模買付ルールにおいて、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否か及び対抗処置をとるか否か等の検討及び判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社は取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置いたします。独立委員会の構成員、当社の業務執行を行う経営陣及び対象買付者からの独立性が高い有識者3名以上とします(あらかじめ候補者を定めますが、当社取締役会が経営陣及び対象買付者からの独立性が低いと判断した場合は、候補者を変更するか、候補者以外から独立委員会を選任することがあります)。当社取締役会は、前述の事項の検討及び判断をなすに際して、かかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告するものとします。

独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために必要に応じ、当社の費用で当社経営陣から独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ることが出来るものとします。また、当社の取締役、監査等委員、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める等、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議及び決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対して勧告を行います。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し、対抗処置の発動又は不発動につき速やかに決議を行うものとします。当社取締役会の決定に際しては、独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続きを経なければならないものとするにより、当社取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を確保しています。また、当社取締役会の決定に際しては、当社監査役の意見も尊重したうえで決定することにより、当社取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を担保しています。

(3)大規模買付行為がなされた場合の対応

イ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗処置はとりません(当該買付提案についての反対意見の表明、代替案の提示等をするとはございません)。

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もともと、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、外部専門家等の意見も参考にし、監査等委員の意見も十分尊重し、独立委員会の勧告を最大限に尊重したうえで、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合であると、当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。

ロ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的とし、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社の定款が認める対抗処置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗処置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また、監査等委員の意見も十分に尊重したうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

会社情報の適時開示に関する社内体制

当社は、執行役員管理本部長を情報開示責任者として、会社情報の管理及び適時開示に関する業務を遂行しております。

(1) 決定事項に関する情報

当社及びグループ会社より決定事実に関する情報が当社管理本部に集約され、当該情報の重要性や適時開示規則等に基づき、開示義務の有無を管理本部内で検討し、適時開示が必要と判断された場合には、代表取締役社長に報告し、取締役会の決議承認を得た後、速やかに情報開示責任者が適時開示を行っております。

(2) 発生事実に関する情報

当社及びグループ会社において発生した事象について、発生後速やかに当該事実の重要性や適時開示規則等に基づき、開示義務の有無を管理本部内で検討し、適時開示が必要と判断された場合には、代表取締役社長に報告し、取締役会の決議承認を得た後、速やかに情報開示責任者が適時開示を行っております。

(3) 決算に関する情報

当社及び各連結対象会社で決算情報を作成、管理本部において決算情報を集約し、監査法人の指導並びに助言を仰ぎ、取締役会の決議承認を得た上で、適切な開示を行っております。

[会社の機関及び内部統制等模式図]

